

南都本『平家物語』第九、及び、延慶本『平家物語』第四をめぐつて

(一)

橋口晋作

南都本『平家物語』(以下、南都本と略称する)第九の巻立ては、
(注二)延慶本『平家物語』(以下、延慶本と略称する)第四に相当
 する内容となつてゐる。そこで、本稿では、この点を利用して、南
 都本と延慶本の対応関係を表示し、それぞれの本について、その内容
 の問題、歴史資料との関係、後記の『平家物語』諸本との関係等に
 ついて考察してみたいと思う。

まず、延慶本の内容を箇条書きにし、そこにおける南都本の異同
 を下欄に記すという表を掲出する。そして、南都本の相違点に、『
 源平闘諍録』(以下、『』を付けない)長門本『平家物語』(以下
 長門本と略称する)・『源平盛衰記』(以下、『』を付けない)・屋
 代本『平家物語』(以下・屋代本と略称する)・覚一本『平家物語』(以
 下・覚一本と略称する)・平松家本『平家物語』(以下、平松家
 本と略称する)の中でも、一致するものがあれば、それを略号で記す
 ことにする。

延慶本	南都本
1 寿永二年八月五日、後白河法皇、 故高倉院の宮達を呼び寄す 新帝に定む	2 (対句体で年齢を記す) 屋 ・覚・平
3 御母儀は、建礼門院の御方に宮仕 えせし藤原信隆の娘	3 (中納言の内侍と呼ばれたこ とを記さず)
4 八条二位殿、能円夫婦が四宮を養 育す	4
5 平家部落ちの時、藤原範光の尽力 により四宮、都に留まる	5 (範光を「心賢ク」と評する) 〈一部盛〉
A 高階泰経、木曾義仲を召し、勧賞 の所在等を尋ぬ	A (闘・盛・長・屋・覚・平)
B 義仲、平知康の言動を非難す	B (闘・盛・長・屋・覚・平)
C 解官された人々の列举	6 (「其内平大納言時忠父子三人 人ハ……」あり) (盛・長) さる
D 七日、藤原忠清、忠綱父子、義仲	C (闘・盛・長・屋・覚・平)
E	D (闘・盛・長・屋・覚・平)
F (闘・長・屋・覚・平)	E (闘・盛・長・屋・覚・平)
G	F (闘・長・屋・覚・平)
H	G (闘・長・屋・覚・平)
I	H (闘・長・屋・覚・平)
J	I (闘・長・屋・覚・平)
K	J (闘・長・屋・覚・平)
L	K (闘・長・屋・覚・平)
M	L (闘・長・屋・覚・平)
N	M (闘・長・屋・覚・平)
O	N (闘・長・屋・覚・平)
P	O (闘・長・屋・覚・平)
Q	P (闘・長・屋・覚・平)
R	Q (闘・長・屋・覚・平)
S	R (闘・長・屋・覚・平)
T	S (闘・長・屋・覚・平)
U	T (闘・長・屋・覚・平)
V	U (闘・長・屋・覚・平)
W	V (闘・長・屋・覚・平)
X	W (闘・長・屋・覚・平)
Y	X (闘・長・屋・覚・平)
Z	Y (闘・長・屋・覚・平)

	イ惟高惟仁の位諍いの事		
G 四宮の御事についての人の話	7 八月十日、藤原実房、藤原經房参り小除目行われ、義仲・源行家任官さる		
H 平家、流謫されし在原業平の和歌に同感す	8 十六日、除目行われ、嫌つていた義仲、行家の任国等決まる		
I 北野天神由来の事	9 平家、安楽寺へ参り、詩を作り連歌す。平經盛、和歌を詠ず		
J 内裏焼亡の事	K 小野好古参詣の事	L 経盛の和歌の意と一門の願い	M 安楽寺の梅、神罰を与ふる事
N 平家下向	O 珍光参詣 詠歌の事	P 待賢門院の女房、無実の罪晴るる事	Q 大納言禪師、無実罪晴るる事
R 道真官歴	S 北野天神託宣記	T 宇佐神官の娘、後鳥羽殿へ召さること	U 十八日、即位剣鏡璽書命尊号事等の議定あり
V 同日、平家没官の所領等を源氏輩に分く	W 本朝の帝位空位の例	X ハ二十四日、四宮践祚ある事	Y ハ二十日、四宮践祚ある事
Z 摂政基通、替らず、よろず執行す	A 12 摂政基通、替らず、よろず執行す	B 13 三宮の乳母悲しむ	C 14 平家、三宮・四宮を具すべきだったと後悔するが、その時は高倉宮の御子が位に即くだらうと言う人がいる
15 時忠・尹明、出家の宮の即位を難ずる	15 (「又人」とする) 〈闘・覚・平〉	16 天武天皇還俗の例	16 (尾張の兵とする) 〈闘・長〉
G 〈闘・盛・屋・覚・平〉	H 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	I 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	J 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉
K 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	L 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	M 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	N 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉
O 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	P 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	Q 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	R 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉
S 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	T 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	U 〈闘・長・屋・覚・平〉	V 〈闘・長・屋・覚・平〉
W 〈闘・長・屋・覚・平〉	X 〈闘・長・屋・覚・平〉	Y 〈闘・長・屋・覚・平〉	Z 〈闘・長・屋・覚・平〉

	R 道真官歴		
S 北野天神託宣記	10 平家の人々、宇佐宮へ参ること		
T 宇佐神官の娘、後鳥羽殿へ召さること	U 十八日、即位剣鏡璽書命尊号事等の議定あり		
V 同日、平家没官の所領等を源氏輩に分く	V ハ二十四日、四宮践祚ある事		
W 本朝の帝位空位の例	W ハ二十日、四宮践祚ある事		
X 摂政基通、替らず、よろず執行す	X 13 三宮の乳母悲しむ		
Y 12 摂政基通、替らず、よろず執行す	Y 14 平家、三宮・四宮を具すべきだったと後悔するが、その時は高倉宮の御子が位に即くだらうと言う人がいる		
Z 13 12 (執行が具体的的) 〈覚〉	Z 15 時忠・尹明、出家の宮の即位を難ずる		
14 11 イ惟高惟仁の位諍いの事	15 (「又人」とする) 〈闘・覚・平〉		
16 (尾張の兵とする) 〈闘・長〉	16 天武天皇還俗の例		
S 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	T 〈闘・盛・長・屋・覚・平〉	U 〈闘・長・屋・覚・平〉	V 〈闘・長・屋・覚・平〉
W 〈闘・長・屋・覚・平〉	X 〈闘・長・屋・覚・平〉	Y 〈闘・長・屋・覚・平〉	Z 〈闘・長・屋・覚・平〉
16 (尾張の兵とする) 〈闘・長〉	15 (「又人」とする) 〈闘・覚・平〉	14 11 イ惟高惟仁の位諍いの事	15 時忠・尹明、出家の宮の即位を難ずる

17 孝謙天皇の例をあげて、高倉宮の御子も差し支えないと言う	18 九月二日、法皇より伊勢へ公卿の勅使をたてらる	X十五日、八幡放生会あり、同日、法皇、日吉社へ御幸す	18 X 〔闘・盛・屋・覚・平〕
19 平家筑紫に内裏を造り、安堵す	20 藤原頼経、法皇の命として、当国の住人緒方惟義に平家追討を下す	19 平家筑紫に内裏を造り、安堵す	19 X 〔闘・盛・屋・覚・平〕
21 九国二島の内、原田種直、菊池高直以外の兵、惟義の命に従う	22 惟義にはおおけなき心ありて、九国二島に従わぬ者なし	21 九国二島の内、原田種直、菊池高直以外の兵、惟義の命に従う	20 (「人民ヲ惱シ惡行年積テ」という見方や「招ク罪科所行也」という嚇しを記さず) へ
23 男、ある年の九月中頃、大丈夫秘藏の娘、柏原の御許に通う	24 女房女童部が父母に語つたので、男に針を付けさす	23 (七五調の美文なし)	21 (部築とする) 〔闘・盛・長〕
24 二大丈夫達、大蛇と対面する由来に触れず) 〔一部屋〕	25 (力や脚力を記し、緒方の姓	24 (七五調の美文なし)	22 〔闘・平〕
25 男女生まれ、大太と名付く	22 〔屋〕	25 (力や脚力を記し、緒方の姓	23 〔闘・盛・屋・覚・平〕

26 数万の兵を率い太宰府へ発向せんとする惟義に、九国の兵従う	27 貞能の言により平資盛・清経・有盛六十騎にて豊後へ赴くも、惟義に追い返さる	28 野尻維持、使者として来る	29 時忠、皇統正しきこと、九州の者が藤原頼輔父子の下知に従う不當性を言う	28 〔闘・盛・屋・覚・平〕
27 貞能の言により平資盛・清経・有盛六十騎にて豊後へ赴くも、惟義に追い返さる	28 野尻維持、使者として来る	29 時忠、皇統正しきこと、九州の者が藤原頼輔父子の下知に従う不當性を言う	29 (頼輔の異名の由来を記す) 〔闘・平〕	29 (頼輔の異名の由来を記す) 〔闘・平〕
28 (重盛の祇候人であつたことを明記) 〔屋・覚・平〕	28 (重盛の祇候人であつたことを明記) 〔屋・覚・平〕	28 (重盛の祇候人であつたことを明記) 〔屋・覚・平〕	28 (重盛の祇候人であつたことを明記) 〔屋・覚・平〕	28 (重盛の祇候人であつたことを明記) 〔屋・覚・平〕
29 (15から時忠の言とし、則天武后を出さない) 〔覚・平〕	29 (頼輔の異名の由来を記す) 〔闘・平〕	29 (頼輔の異名の由来を記す) 〔闘・平〕	29 (頼輔の異名の由来を記す) 〔闘・平〕	29 (頼輔の異名の由来を記す) 〔闘・平〕
30 〔闘・盛・屋・覚・平〕	31 〔闘・盛・屋・覚・平〕	30 〔闘・盛・屋・覚・平〕	31 〔闘・盛・屋・覚・平〕	30 〔闘・盛・屋・覚・平〕
31 九月十三夜の月を見て、平忠度、経盛・時忠・行盛・宗盛、都を思う歌をよむ	32 惟義十万余騎にて寄すと聞き、平家柳へ落つ	32 惟義十万余騎にて寄すと聞き、平家柳へ落つ	32 惟義十万余騎にて寄すと聞き、平家柳へ落つ	32 惟義十万余騎にて寄すと聞き、平家柳へ落つ
32 惟義十万余騎にて寄すと聞き、平家柳へ落つ	33 〔闘・盛・屋・覚・平〕	33 〔闘・盛・屋・覚・平〕	33 〔闘・盛・屋・覚・平〕	33 〔闘・盛・屋・覚・平〕
33 〔闘・盛・屋・覚・平〕	34 〔闘・盛・屋・覚・平〕	34 〔闘・盛・屋・覚・平〕	34 〔闘・盛・屋・覚・平〕	34 〔闘・盛・屋・覚・平〕
34 〔闘・盛・屋・覚・平〕	35 〔闘・盛・屋・覚・平〕	35 〔闘・盛・屋・覚・平〕	35 〔闘・盛・屋・覚・平〕	35 〔闘・盛・屋・覚・平〕
35 〔闘・盛・屋・覚・平〕	36 〔闘・盛・屋・覚・平〕	36 〔闘・盛・屋・覚・平〕	36 〔闘・盛・屋・覚・平〕	36 〔闘・盛・屋・覚・平〕
36 〔闘・盛・屋・覚・平〕	37 〔闘・盛・屋・覚・平〕	37 〔闘・盛・屋・覚・平〕	37 〔闘・盛・屋・覚・平〕	37 〔闘・盛・屋・覚・平〕
37 〔闘・盛・屋・覚・平〕	38 〔闘・盛・屋・覚・平〕	38 〔闘・盛・屋・覚・平〕	38 〔闘・盛・屋・覚・平〕	38 〔闘・盛・屋・覚・平〕
38 〔闘・盛・屋・覚・平〕	39 〔闘・盛・屋・覚・平〕	39 〔闘・盛・屋・覚・平〕	39 〔闘・盛・屋・覚・平〕	39 〔闘・盛・屋・覚・平〕
39 〔闘・盛・屋・覚・平〕	40 〔闘・盛・屋・覚・平〕	40 〔闘・盛・屋・覚・平〕	40 〔闘・盛・屋・覚・平〕	40 〔闘・盛・屋・覚・平〕
40 〔闘・盛・屋・覚・平〕	41 〔闘・盛・屋・覚・平〕	41 〔闘・盛・屋・覚・平〕	41 〔闘・盛・屋・覚・平〕	41 〔闘・盛・屋・覚・平〕
41 〔闘・盛・屋・覚・平〕	42 〔闘・盛・屋・覚・平〕	42 〔闘・盛・屋・覚・平〕	42 〔闘・盛・屋・覚・平〕	42 〔闘・盛・屋・覚・平〕
42 〔闘・盛・屋・覚・平〕	43 〔闘・盛・屋・覚・平〕	43 〔闘・盛・屋・覚・平〕	43 〔闘・盛・屋・覚・平〕	43 〔闘・盛・屋・覚・平〕
43 〔闘・盛・屋・覚・平〕	44 〔闘・盛・屋・覚・平〕	44 〔闘・盛・屋・覚・平〕	44 〔闘・盛・屋・覚・平〕	44 〔闘・盛・屋・覚・平〕
44 〔闘・盛・屋・覚・平〕	45 〔闘・盛・屋・覚・平〕	45 〔闘・盛・屋・覚・平〕	45 〔闘・盛・屋・覚・平〕	45 〔闘・盛・屋・覚・平〕
45 〔闘・盛・屋・覚・平〕	46 〔闘・盛・屋・覚・平〕	46 〔闘・盛・屋・覚・平〕	46 〔闘・盛・屋・覚・平〕	46 〔闘・盛・屋・覚・平〕
46 〔闘・盛・屋・覚・平〕				

33 宗盛、虫の音の弱るを詠ず	
34 忠度、内裏を思い出して詠ず	
35 又惟義の来襲を聞き、平家、四国へ赴く	ト清経の妻からの便り
36 清経、前途を悲観し、投身す	37 平家、道資の奉りし船三十余艘に乗り、讃岐へ渡る
37 平家、道資の奉りし船三十余艘に	38 阿波重能、平家を屋島に迎う
38 阿波重能、平家を屋島に迎う	39 暫く船を御所とし、宗盛以下の人々、海士の苦屋に日を送る
39 暫く船を御所とし、宗盛以下の人々、海士の苦屋に日を送る	40 重能東奔西走し、阿波守に成され
40 重能東奔西走し、阿波守に成され	貞能きらもなし、種直、高直心変わりをし、河野通信参らず
41 重能沙汰し、屋島に内裏御所を造営す	42 三種の神器を京に返し入るべく、藤原時光使者に選ぶも、その意見により使者を立てるを断念
42 三種の神器を京に返し入るべく、藤原時光使者に選ぶも、その意見により使者を立てるを断念	a 征夷将軍の宣旨状
43 頼朝、征夷将軍の院宣を蒙る	

b	47 (頼朝・義澄の混乱)	屋・覚・平
	48 (「古キ萱ノ屋」・上絹六十疋・白布千端とす) 〈闘〉	47 (頼朝・義澄の混乱)
	49 (館を十二間とし、高麗の縁の疋に据えたとする) 〈一部長〉	48 (「古キ萱ノ屋」・上絹六十疋・白布千端とす) 〈闘〉
	50 (義仲・行家の間で討たせよといふ言なし) 〈闘・屋・覚・平〉	49 翌日、泰定、頼朝を訪ぬ。その館の内と頼朝の様子
	51 (忠義に触れず)	48 後、泰定もてなさる

44 九月四日、中原泰定、鎌倉へ下着	45 泰定、頼朝の返事を持ち、二十七日帰洛。関東の有様を報告す	46 鶴岡八幡の若宮で宣旨を受け取らすべく定む。泰定、家子五人郎等十人を具す
45 泰定、頼朝の返事を持ち、二十七日帰洛。関東の有様を報告す	c 〈闘・長・屋・覚・平〉	32 (城落ち前後の対照的心境無し)
c 〈闘・長・屋・覚・平〉	33 (名残を惜しんでとし、又どこを差すともなくとす)	44 九月四日、中原泰定、鎌倉へ下着
32 (城落ち前後の対照的心境無し)	34 (荷駄を二疋とし、弓や家の子郎等への引出物を加える)	45 泰定、頼朝の返事を持ち、二十七日帰洛。関東の有様を報告す
33 (荷駄を二疋とし、弓や家の子郎等への引出物を加える)	35 (一部闘・屋・覚・平)	46 鶴岡八幡の若宮で宣旨を受け取らすべく定む。泰定、家子五人郎等十人を具す

52 (荷駄を二疋とし、弓や家の子郎等への引出物を加える)	53 (重能の奔走を入れる)	54 (重能の奔走を入れる)
53 (重能の奔走を入れる)	55 (重能の言葉を省く)	56 (妻に会えぬ心憂さを強調)
54 (重能の奔走を入れる)	37 (四国の浦とす) 〈闘〉	35 (重能の奔走を入れる)
55 (重能の言葉を省く)	38 (重能の言葉を省く)	36 (妻に会えぬ心憂さを強調)
56 (妻に会えぬ心憂さを強調)	39 (重能の奔走を入れる)	37 (四国の浦とす) 〈闘〉
37 (四国の浦とす) 〈闘〉	38 (重能の奔走を入れる)	38 (重能の奔走を入れる)
38 (重能の奔走を入れる)	39 (重能の奔走を入れる)	39 (重能の奔走を入れる)
39 (重能の奔走を入れる)	40 (勧賞と明記、通信に触れず吉備攻めを加える)	40 (勧賞と明記、通信に触れず吉備攻めを加える)
40 (勧賞と明記、通信に触れず吉備攻めを加える)		

あり

c 院宣の請文

53 謀叛をすすめた時の首が偽りであったこと

54 文覚を使にて義朝の首取寄せる事

41 (平家住み付く) (一部長・盛)

c 光隆の雑色因幡志、下し賜りし御
分けを捨つ

へ 秋の哀れと人々の悲嘆

31 (行盛の歌に詳しい)

Z 〔屋〕

58 是のみならず、おかしき事共あり
けり

59 義仲、出仕のため、布衣にて、宗
盛の牛飼いの牛車に乗る

42

丙御坪の召し次ぎに院宣を送ら

せたところ火印を押す 〔長〕

55 (都の狼藉を述べる)

d 〔屋〕

55 義仲、美男子ながら、堅固の田舎
人なり

d その当然な背景

56 藤原光隆、雑色に案内を乞わせる。

56 (雑色登場せず、根井正しく
取り継いだ根井、猫殿と告げて義
仲に叱られる。雑色の解説で、根
井・義仲了解

57 食事を出されて、青ざめていたが
義仲にすすめられて箸をつける。
小食をとがめられる

57 (義仲の食時の描写、觀音講

のことなし。猫おろしと評す
る) 〔一部覺〕

61 雜色の注意に対して、「イカ・ス
トヲリヲハセムスル」と言う

64 (源平共に、大手搦手の大将
が異なる。平家三手に) 〔闘〕

卷く

64 平家の五百余艘、水島が津をとり

62 平家、山陽道を討ち取つたので、
義仲、五千余騎を屋島へ遣わす
伝えるも、義仲解せず

〔一部屋・覺・平〕

63 十月一日、水島が津に、平家の牒
使の舟を見て、源氏、千余艘を海
に入る

62 (足利義清と記す) 〔闘・盛
屋・覺・平〕

63 (舟を入れる様、簡略) 〔盛〕

e 〔闘・屋・覺・平〕

65 平教経、御方の舟を組み、歩みの板を引渡して攻め戦う	66 足利義清討たれ、海野行広、舟を沈め死ぬ	67 平家、舟を渚に寄せ、馬を下ろし教経を先とし戦う	66 (舟を沈めたのを義清とす) （一部闘・屋・覚・平）	65 (六時間に渡つたことを記さず、表現の違い多し) （一部闘・屋・覚・平）
68 斎明、六条河原にて斬らる	69 義仲、行家の不穏な動きを聞き京チ兼康、木曾と合戦する事	70 義仲、行家の不穏な動きを聞き京チ兼康、木曾と合戦する事	68 (場所が大まか) （一部闘・屋・覚・平）	67 (郎等が支えていたこと、平家が大勢になつたことを記す) （一部闘・屋・覚・平）
リ室山合戦の事	f 九日、諸寺諸山に儀礼を復すべしとの宣旨を下さる	リ室山合戦の事	69 (行家を南海道、義仲を山陽道とする)	71 法皇、狼藉を鎮めんため、義仲に使者平知康を遣す
g 行家に平家追討の宣旨を下さる	g 〔闘・盛・長・屋・覚・平〕	71 法皇、狼藉を鎮めんため、義仲に使者平知康を遣す	i 義仲、無視す。藤原基房の忠告も効果なし。知康を使者として行家撤退のこと、洛中狼藉のことを仰す。答尋常なるも改らず。再び、知康を使者とす	i 〔闘・盛・屋・覚・平〕
h 義仲入京後の狼藉の様、人々の嘆き	h 〔闘・屋・覚・平〕	72 義仲、知康を侮蔑し、院への言上を怠るかと責む。知康、追討の儀を院に進言	72 義仲、知康を侮蔑し、院への言上を怠るかと責む。知康、追討の儀を院に進言	j 72 (義仲の叱り、鼓判官という訛、なし) （屋・覚・平）

73 法皇幻滅す。法皇を諷する奈良法師の落首	74 寺院・神社への狼藉止まず	75 法皇も義仲の追討を思し召し、城郭を構え、笠注を定む。明雲僧正	76 (尾張を加える。文の順序が異なる) （一部盛）	71 i 〔闘・盛・屋・覚・平〕
76 摂津等の武士、義仲から離反する。	77 北面の者共は面目がるが、心ある者あさみあう	78 (飛礫なし。二万余人とする) （一部屋・覚・平）		
h 義仲の悪事は、加賀国の井上師方の示唆による				

j 知康の態度	77 大師の御影を懸ける	78 御所方の人々の召し集めた者に、物の用にたつべき者なし	79 義仲、平家を都より攻め落とせし功、兵糧の徵収の必要を述べ、知康の讒言によるものと怒る	80 兼光、兼平、義仲をたしなむ	81 (法皇非難なし) 〔闘〕	82 (名を記さず)	83 (平)
m 周の武王、漢の高祖を引き、義仲に天の助け無きこと、法皇の憤り深きことを言う	I 義仲の山門に送りし怠状	K 過去九回の合戦を挙げる	81 義仲、降人になるまじきことを言う。知康怒り、義仲追討を申す	I 〔闘・屋・覚・平〕	m 〔闘・屋・覚・平〕	k 〔闘〕	80 (名を記さず)

82 知康、築地の上にて、矛・金剛鉛を振り、舞う	83 兼平ら三百余騎を東瓦坂へ遣わす。残る大手、一千余騎に足らず	84 (頼朝を意識する。馬についての説明なし) 〔一部屋・覚・平〕	85 (「東ノ夷ノ身ニテ」及び「御方ヨリ放ム矢ハ」の二文なし) 〔一部屋・覚・平〕	86 法住寺殿に火懸かる	87 捏手に御方、恐慌状態となる。南の門を開いて逃げる	88 八条より親忠乱入すれば知康落つの門を開いて逃げる	89 (火を軸に表現)	90 義仲方一千余騎、七条河原へ出て
n 御所方二万余騎騒ぐ	n 部長・屋・平	n 〔屋・覚・平〕	87 (名を記さず)	88 (残り留る者なしという文を欠く)	89 (名を記さず)	90 (対句にする。敵、味方かまわずと言う)	87 (門に触れず)	88 (こえ方なし) 〔一部盛〕

91 在地の人々、落つる御所方を敵と思ひ、石を投ぐ	92 源光長、光経父子討たる	93 明雲、親忠に、法親王、行親に射らる	94 赤塚判官代父子七人の内、子息二	95 (円恵は兵に打臥せられたとする) 〔闘〕	96 (圓恵は兵に打臥せられたとする) 〔闘〕	97 (圓恵は兵に打臥せられたとする) 〔闘〕	98 (圓恵は兵に打臥せられたとする) 〔闘〕	99 (圓恵は兵に打臥せられたとする) 〔闘〕
o 赤塚判官代父子七人の内、子息二郎判官代討ち死にす	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕	o 〔闘・盛・屋〕

94 法皇、藤原宗長と五条内裏に籠めらる	94 (根井・楯とせず)
95 藤原信清・範光、主上おわすことへ渡り、後、閑院殿へ入れ奉る	95 (「イマシトモ愚也」な)
96 法住寺殿、焼亡す	96
97 源雅賢、親忠に生け捕らる	97 (「馬ヨリ飛下」なし)
98 越前守信行、垣根を越えんとするが射られ死す	98 (南門を固めていたことなし)
99 甲冑を鎧いし清原近業、兼平に射られて死す	99 (馬ヨリ飛下)
100 源藏人仲兼・光資、院、内は他所へと義広より聞けば、光資山に籠り、仲兼落つ	101
101 仲兼、加賀房の馬に乗り替えて、三十騎に懸け入れば、五騎討たる加賀房討ち死にす	102 (押し隔てられたこと、名乗りあり) (盛・屋・覚・平)
102 信乃頼成、主討ち死にと信じ、駆け入りて討ち死にす	103 (宇治へ向かつたとす) (屋)
103 仲兼、近衛殿基通に追い付き、宇治まで送りて後、河内へ落つ	104 (「河ヨリ西ヘ」) (北方の兄とす)
	105
111 法皇、剃髪せし脩範より、法親王に納む等の死を聞きて涙す	q (屋・覚・平)
q (屋・覚・平)	p (闘・盛・屋・覚・平)
p (闘・盛・屋・覚・平)	110
110	109
109	110
110	108
108	107
107	106 (中間法師の語りとせず) へ
106 賴輔、七条川原で衣裳を剥がる	105 章救の許にある中間法師、賴輔に
105 会つて、己の衣を着す	104 賴輔急がず、道すがらの宿所を問
104 えば、見る人笑う	103 賴輔急がず、道すがらの宿所を問
103 会つて、己の衣を着す	102 賴輔急がず、道すがらの宿所を問
102 賴輔急がず、道すがらの宿所を問	101 (馬ヨリ飛下)
101 (馬ヨリ飛下)	100 (南門を固めていたことなし)
100 (南門を固めていたことなし)	99 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)
99 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)	98 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)
98 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)	97 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)
97 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)	96
96	95 (「イマシトモ愚也」な)
95 (「イマシトモ愚也」な)	94 法皇、藤原宗長と五条内裏に籠めらる

106 (中間法師の語りとせず) へ	106 (中間法師の語りとせず) へ
106 賴輔、七条川原で衣裳を剥がる	106 (中間法師の語りとせず) へ
105 章救の許にある中間法師、賴輔に	105 章救の許にある中間法師、賴輔に
104 賴輔急がず、道すがらの宿所を問	104 賴輔急がず、道すがらの宿所を問
103 会つて、己の衣を着す	103 会つて、己の衣を着す
102 賴輔急がず、道すがらの宿所を問	102 賴輔急がず、道すがらの宿所を問
101 (馬ヨリ飛下)	101 (馬ヨリ飛下)
100 (南門を固めていたことなし)	100 (南門を固めていたことなし)
99 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)	99 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)
98 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)	98 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)
97 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)	97 (堀とす。 「無漸ナレ」なし)
96	96
95 (「イマシトモ愚也」な)	95 (「イマシトモ愚也」な)
94 法皇、藤原宗長と五条内裏に籠めらる	94 法皇、藤原宗長と五条内裏に籠めらる

r 倭範、宿運を嘆く法皇を励まし、又、知康に従つた非を説く	112 義仲、天皇・上皇になることを嫌い、摂政になろうとするが、兼平にたしなめらる
r 〔盛・屋・覚・平〕	112 (人とし、「物知ラテハ叶ヌ」と加える) 〔一部闘・屋〕
t 賴朝、山門へ牒状を遣す事	庚天皇・上皇についての義仲の勘違い 〔屋・覚・平〕
又公朝の報告。頼朝の返事	73 (五条内裏の門の脇にとし、奈良法師とせず)
ル知康、関東へ下る事	辛用語の説明と法皇の笑い
t 〔闘・屋・覚・平〕	113 (「不思儀ナリシ事共也」あり)
又公朝の報告。頼朝の返事	114 (平家の悪行と比較した所なし)
ル知康、関東へ下る事	113 (平家の悪行と比較した所なし)
t 賴朝、山門へ牒状を遣す事	114 (平家の悪行と比較した所なし)

115 義仲、東西から攻められ、平家と同盟を思い立つ	116 宗盛・時子喜ぶも、知盛、義仲の書かせ、宗盛と時子に遣わす
u 〔盛・屋・覚・平〕	116 (時子に触れず。義仲拒否して、講和成立せず) 〔盛・屋・覚・平〕
u 〔盛・屋・覚・平〕	117 (「山モ奈良モ」なし)
u 〔盛・屋・覚・平〕	117 (「山モ奈良モ」なし)
u 〔盛・屋・覚・平〕	118 (「糸惜キ」なし)
u 〔盛・屋・覚・平〕	119 (「引カツキテ」云々なし)
v 〔盛・屋・覚・平〕	120 (宰相入道とす。命令文が少い)
v 〔盛・屋・覚・平〕	121 (十二月十日、法皇、大膳の大夫の家へ遷り、歳末の御修法始まる)
v 〔盛・屋・覚・平〕	122 (八年とす)

123 源氏・平氏の中間にての義仲・行

家の張行もいつまでかと覚ゆ

124 危なながら年も暮れる。都人は小

魚の溜水に集まれるが如し

123 (三者の鼎立を記すだけ) へ

屋・平)

124 (「命モ生カタク」の替わり

に「浅猿シカリシ」を置く)

(注) 1~124は共通記事、A~Vは南都本に該当部のない記事、甲~

辛は延慶本に該当部のない記事、イ~ルは内容が大幅に異なる
記事である。

次に、南都本の目録にある章段ごとに見直して行きたい。

寿永二年八月五日春宮定事

記事の共通する部分1~5で気付いたことから述べて行こう。

南都本の編著者は、この部分に、二つの、他本に見られない改訂を施している。その一つは、後白河法皇が三の宮、四の宮に引き続いて会うところを対句的表現で始めることがある。他の一つは、四の宮の母、七条院の女房時代の呼び名を記すことである。

四の宮が人見知りしなかつたので春宮に選ばれたという話は諸本に共通するが、これは、『愚管抄』の「三宮・四宮ナルヲ法皇ヨビマイラセテ見る關係がある。

延慶本の独自記事A・Bは、管見では、一部を除き、歴史資料に該当する記事を見付け出すことは出来ない。内容は、泰経が聞いた、勧賞についての義仲の具体的な所存と、これまた具体的な、義仲の知康への不快感

(一部『吉記』に該当記事がある)、及び、除目に關する、大外記の勧文である。これらは、それぞれ、後の「源氏共勸賞被行事」や「知康ヲ木曾力許ヘ被遣事」以下と関りを持つ記事である。特に、知康への不快感を表した部分については、「条々申状其謂アリテソ聞ヘケル 知康カ事已ニ禍ノ萌ス始メ此時ヨリ起レリ」と編著者の意見を加えていて、後日の知康の失態に対応させている。筆者が、これらの文中で注目したいのは「此時ヨリ起レリ」の語句である。これは、勿論、後日の禍の起原記事としてこの部分が収録されたことを示すものであるが、或いは、「知康ヲ木曾カ許ヘ被遣事」がその起原と受け取られている風潮が既にあつて、それに対する訂正資料として收められたのではないか。この語句の強い語調が、筆者にそんなことを想像させるのである。もし、そうだとすれば、この部分は延慶本の増補部ということになろう。

猶お、このA・Bは「高倉院第四宮可位付給之由事」という見出しにそぐわない内容もある。と言うことは、延慶本が、編年体で記事を收めようとしていること、或は、それを利用して、事件の下染め(脈絡付け)。知的で、探索的だが)をしようと計つていることを暗に示しているのではないか。

同六日平家一類解官事

南都本の表現は源平盛衰記や長門本のものにほぼ一致する。

解官された平家一類の人数、百八十人は概数であろうが、それなら、

『一代要記』・『歴代皇紀』の百八十九人がそれに近い。時忠が解官され

なかつたこととその訳は、『玉葉』寿永二年八月九日の条の風聞の記事「時忠卿不入其中 是被申可有還御之由之故也云々」に近い。猶お、御教書の内容が南都本の伝えるような主旨だったことは、同じ『玉葉』の十二日の条の返事「京中落居之後可有還幸 劍璽已下寶物等事可被仰前内府歟」がこれを証している。

延慶本の平家一類解官の条には、解官された人々の名前とか、世の転変の思い掛けないこととか、それに伴う平家一類の態度の変化等が記されている。解官された人々の名前や、百八十二名という総数が何に依つて記されたか詳にし得ない。しかし、吉田経房が法皇の仰せを奉じて下記に仰せたと、その経過が具体的に記されているところからすると、経房の周囲に情報を仰いだのでもあろうか。

延慶本の独自記事Dは、「寿永二年八月五日春宮定事」の章段にある、降人の預についての義仲の不満に対応するものである。猶お、その部分は、『吉記』寿永二年七月二十九日の条の風聞の記事「上總介忠清檢非違使貞頼等出家 忠清在能盛許 貞頼在兼毫法印許云々」を、義仲の反発を解り易くするために、兼毫法印を行家にし、かつ、日時を繰り下げてことの関連を強めたものかと考えられることを、指摘して置きたい。

もう一つの延慶本の独自記事Eは、先述の、南都本の時忠父子三人が解官されなかつた理由と一連のものである。先に引いたように、『玉葉』に主旨が記してあるが、時忠の名も出ていないし、表現も異なるので、延慶本は別な資料に依つたのではあるまいか。

延慶本の記事Fの表現は源平盛衰記のものにほぼ一致している。ただし、源平盛衰記は、この記事を「四宮御位」から「維高維仁位論」の間に配して、内容の集約化を計つてている（この記事から「維高維仁位論」に続くという関係では一致するが）。俊堯が義仲の下に遣されたことは『玉葉』の十四日の条に見えるので、ここでも、延慶本が編年体で記事を収めていることが確認される。ただし、そこに記されている義仲の意見は「於如此之大事者源氏等雖不及執申粗案事之理法皇御隱居之刻高倉院恐權臣如無成敗三條宮依至孝亡其身 爭不思食忘其孝哉 猶此事難其爵 但此上事在勅定」とあって、主旨は勿論一致するが、表現はかなり異なる。従つて、延慶本・源平盛衰記の記事は、或いは、俊堯か泰経の周辺から伝えられたものを基にしているのかもしれない。

猶お、延慶本のD～Fも「平家一類百八十人解官セラル、事」という見出しにそぐわない内容である。このことが暗示する延慶本の方法については先に記したが、見出しの付け方という方向で顧ると、南都本が採用したようなものを重視していると言えはしないだろうか。

Fの後に、延慶本では「惟高惟仁ノ位諍事」の章段が続いている。延慶本のイのうち、善男と名虎の相撲の部分は、表現が長門本にほぼ一致して

いる。しかし、冒頭の、兄弟が位を争つたので、恨みを買うことを恐れて相撲の勝敗に依ることにしたという部分、途中の、惠亮が「籠居ノ由ニテ調伏シ」たという部分、末尾の、惟仁の側から急使が相続いだので、惠亮が脳を碎いて芥子に入れ、揉んだところ善男が勝つたという部分のいずれも、長門本と大きく異なる。猶お、右の最後の部分で「智劔ニテ」とするには源平闘諍録に一致する。延慶本がここに「惟高惟仁ノ位諍事」を配したことなどをどう理解すればよいのであろうか。『玉葉』に依れば、Fの義仲の申し出の扱いについて下問を受けた兼実は「須被行御占之由雖可令計奏其條猶有恐 只以叡念之所欲可令存天運之令然之由御歎」と答申して居り、実際、十七日の条から再三のト筮の記事が見られる。従つて、義仲の申し出に対する処置が外に記されていないことからも、本来、この章段は以仁王の遺児が神明三宝の御計らいに預らなかつたことを間接に示そうとしたものではなかろうかと思われる。今、「高倉院第四宮可位付給之由事」を顧れば、「内々御占ノアリケルニモ四宮子々孫々マテモ日本國主ニテ可渡成」といふ文がある。これなどは、ひょつとすると、この義仲の申し出の処置に関する記事だつたのではないかと考えられる。そこに関する記事と見れば、「惟高惟仁ノ位諍事」が「四宮ノ御事モカ、ルニコソトソ人申ケル」という唐突な文で締め括られているのも理由が付くのであるまいか。

十六日於院殿上除目被行事

南都本の編著者は、この章段に、三つの、他本に見られない改訂を施している。その一つは甲の挿入であり、二つ目は兼光を加えていることである、最後は「或ハ……或ハ……」といった対照的表現を用いていることである。これらのうち、二つ目の兼光の件は、『玉葉』の十日の条には、「經房書之 實房下外記但非除目」とあり、兼光の名前が見えない。

延慶本のこの章段では、「檢非違使ニ成ケル上使宣旨ヲ被者モアリ」と、知識不足からか、重複していることと、「事ソト覺テ哀ナレ」と編著者の感想という風の文にしていることなどが特徴的である（長門本も）。

十七日平家付筑前國事

この章段は、延慶本と南都本の記事の、詳略の差、表現の違いが著しい。まず、南都本は、貞能を中心として、九州の武者たちが従い、里内裏の世話などを相談したので、平家一門も少し安堵した、その落ち着いたところで、一門は安樂寺へ参詣し、詩を作り、歌を詠じた、その中で、重衡が「スミナレシ云々」の歌をよんだので、天神も昔を思い出して哀れと思われるであろうと言つて、一門の人々は涙を流した という内容である。

右の粗筋の、安樂寺へ参詣するというところまでの表現は、源平闘諍録に一致するものが多い。ただし、源平闘諍録は、Hを挿入し、貞能・種直に言及しない。貞能が中心であつたとするのは南都本だけである。『玉葉』の九月五日の或る人の話を記したところに、「貞能已下鎮西武士菊池原田等皆以同心 鎮西已立内裏 随出來可入闕中」という文章がある。南都本

は、この或る人、もしくは、兼実の周辺から、貞能が中心という理解を得たのでもあろうか。

安楽寺で詩を作り歌を詠じたというのは、源平盛衰記に一致する。しかし、「スミナレシ云々」の歌は、第二句が独自の表現であり、詠み手も、源平盛衰記、源平闘諍録の経正ではなく、正和二年完成の『玉葉和歌集』や当道系諸本の記す重衡となっている。

延慶本の「平家人々詣安樂寺給事」の章段の、平家が太宰府に着くまでのところは、南都本の「平家宇佐宮參籠事」の冒頭の一文が使われ、そこにHが挿入されている。このHは、配置がやや異なるが、表現は源平闘諍録に近い。しかし、「染殿后ニ名ヲ立テ東ノ方ヘ流サル」という事情の説明は、源平闘諍録には見られない。「伊勢物語」第九段を業平の配流と結び付けて理解しようとしているものに『直解』等があるようだが、染殿后との艶聞で配流になつた時の記事とする古注があるのか、門外漢で分からぬ。ただし、身延山『宝物集』抜書第二分に「在原ノ業平ハ昭宣公ノ妹ヲ恋テアシリヲシテナキ」とあるので、この本の周辺（遡らせることになるが）にそのような解釈もあつたのではないかと考えるが、いかがであろうか。

又、九州の豪族が里内裏を造つたところから、その内裏の様、一門の人々の様子を描いたところまでの表現は、長門本、源平盛衰記にほぼ一致している。しかし、安樂寺参詣の部分は、他本にない、独自の内容が多い。延慶本の独自記事「安樂寺由來事付高麗無雙事」の章段については、高橋伸幸

氏に、

「安樂寺由來事」以下「小野好古参詣事」まで『北野天神縁起絵巻』等の類話であるが異同頗る大。就中、「小野好古参詣事」は、菅原道真に対する贈位贈官説話で、縁起系統や『大鏡裏書』等は菅原幹正とし、小野好古は登場せず。

という指摘がある。^(注4) 猶お、この章段の途中には、経盛が「フルキ都ノ戀サハ」と表現した背景を説明する話とした風の文章し、或いは、昔今の物語として纏めようとしたものかと思われる文N等が挿み込まれていて、編集の苦労の跡を留めているが、その編集の経過等については詳にし得ない。

延慶本の章段「平家人々宇佐宮へ參給事」の表現は、長門本に一致するものが多。しかし、延慶本には、「社壇ヲ拜スレハ」に始まる対句仕立ての描写と、「權現者宗廟社穗神明也」に始まる編著者の感想等といった独自記事が見られる。

ところで、(二)で扱うことになる章段「尾形三郎平家於九國中ヲ追出事」の末尾、豊前国柳で宗盛が「サリトモト云々」の和歌を詠じたとするところも「河邊ノ叢」とされていて、そこで述べるように、宇佐を思わせる表現になつてゐる。^(注5)

猶お、南都本は、冒頭に記したように、第八の末尾に「平家宇佐宮參籠事」を置いている。宇佐宮參籠については、この南都本のように九州入りした最初とするものの外、延慶本等の太宰府滞在中、源平盛衰記等（先述のように、延慶本にもそうと思わせる表現があるが、未詳）の山鹿以後と

いつた時期のずれの問題があるが、渡辺澄夫氏は、

山鹿城から小舟に乗つて「通夜」柳浦に渡つたという道程から考えれば、大里説が正しかろう。『歴代鎮西要略』にも、平氏は原田種直の家を皇居とし、九月上旬天皇を奉じて宇佐八幡大宮司公通の家に入つて皇居とし、八日に太宰府に還つた、と記している。『玉葉』にも

「平氏はじめて鎮西に入る。国人必ずしも始（叙か）用せざるに依つて逃げ出し、長門国に向うの間、又國中に入れず。仍つて四国に懸けおわんぬ」とみえる。長門国に向かい、入れられず四国に向かう、とある以上、これから宇佐に向かつたとする説は、真実性が薄くなる。

やはり、『平家物語』や『歴代鎮西要略』の、太宰府（原田種直宿所）——宇佐公通館——太宰府——山鹿秀遠山鹿城——豊前企救郡柳浦——屋島、の巡路とみるのが正しかろう。

と述べられる。南都本のものは、「兵乱ノ祈ノ為」に行幸がなされたとし、他本に見られない具体的な描写をしているのが特徴である。又、表現・配列などには、屋代本と覚一本のものとの取り合わせのような面もある。

二十四日四宮踐祚事

南都本の「二十四日四宮踐祚事」は、延慶本の「四宮踐祚有事」「惟高惟仁ノ位諍事」という二つの章段を合わせたものになつてゐる。

冒頭の四の宮の踐祚を叙したところは、長門本と覚一本の表現を編集したという風である。即ち、二十四日という日付け、四の宮が法皇の車で閑

院殿に入り、公卿・殿上人が参会して節会を行つたということ、及び、基通が摂政に留つた理由や神璽・宝剣・内侍所もなくて即位したのは初めてだということを叙したところ等は長門本（の表現）にほぼ一致し、法皇の宣命に依つたことや、留任した摂政基通が頭の藏人を仰せ等し、その後、人々が退出したことを叙したところ等は覚一本に近いのである。

次に「惟高惟仁ノ位諍事」に相当するところも、「昔モ加様ノ様シアリケリ」という独自の文を導入とはしているが、長門本の、天皇の位についての記述の後に挿入されているという風である。ここは、鉤点によつて七つに分けられているので、それに従つて見て行くことにする。

最初は、文徳天皇が、帝最愛の第一親王と時の后腹の第四親王との間に優劣付け難く思われたことを述べた条である。表現は異なるが、長門本が惟高親王を最愛の皇子としている。次は、相撲で決めようと勅定があつたが、十番の競馬を加えることになつた、そちらは前四番は惟高親王方、後六番は第四親王方が勝つた、相撲は名寅と吉雄の勝負ということだつたといふことを記した条である。相撲が中心になつてゐる点で、屋代本が比較的近い。三つ目は、惟高親王方が信済に、第四親王方が恵亮に祈願させたことを記した条である。信済が弘法大師の弟子であつたことを記しているのは源平闘諍録、屋代本、覚一本、平松家本といった諸本である。四つ目は、名寅は六十人力の大男、吉雄は対照的な瘦せた小男だつた、互いに攻めあつてゐるうちに名寅が「カサニナ」つたので、良房を始め第四親王方は色を失つて、恵亮に使いを遣した、これを聞いた恵亮は独鉢で頭を突いた

て、脳髄を取り出し、芥子と一緒に護摩壇に投げ入れ、大威徳の法を修したところ吉雄が勝った、そこで第四親王が太子に定まつたというところを描いた条である。内容上は覚一本・平松家本に近いが、南都本は藤内瀧口維重という使いを擧げる等、独自の改訂を施しているものと思われる。五つ目は、天安二年八月、文徳天皇が崩御し、春宮が即位した、清和天皇、後の水尾の天皇であると叙する条である。このところにこれらの記事が纏められているのは他本に見られない。又、南都本が惟仁という諱を出さず、「四ノ宮」で通しているのも特徴的である。猶お、惟仁親王の立太子は嘉承三年十一月のことである。六つ目は、「惠亮ナツキヲクタキシカハ次帝位ニ付給フ尊意鉢ヲ振シカハ管承イカリヲ破ル」というのはこのことだと記した条である。問題になるのは惠亮の法力と天照大神の計らいとの関係であるが、「是法力トハ云ナカラ只天照大神正八幡宮ノ御計ヒトソ覚タル」と記す屋代本・平松家本、及び、前記延慶本が「惟高惟仁ノ位諍事」の取りあげ方において、南都本に近いと言えよう。七つ目は、敗者の末路——信濟は飲食を断ち不動明王の法を行つて七箇目に死に天下の惡靈となる、惟高親王は恨み深くして小野に籠居する、維経も絶望して家に火をかけ一門焼死を遂げる——を描いた条である。これらの凄まじい最後の様は、惟高親王が帝最愛の皇子であつたことに対応しているのであろうが、逸話の位置付けを破るまでに、紀氏の恨みが突出している。これをどう考えれば良いのか、未だ方向を得ない。御教示を賜れば幸いである。^(注八)

11の置き方は、先述のように長門本に近い。しかし、表現上は「不思議

ナリシ事共ナリ」がある点で源平盛衰記により近いと言えそうである。それで注目されることは、源平盛衰記が、この南都本の編著者の評を誰かの言葉として物語中に取り込んでいる点である。

15～17の出家の人が還俗して即位することをめぐつての評議、南都本は、「又人」が否定的意見を述べたのに對して、時忠が先例として天武天皇と孝謙天皇の場合を擧げて差し支えないと言つたとする。源平闘諍録から覚一本、平松家本へと時忠の物知り振りが強まって行くのであるが、南都本は丁度、その中間の体裁をとつていることになる。

一方、延慶本のUからWまでは、11を除いて、表現まで源平盛衰記のものにほぼ一致している。これらの記事のうち、Uは『玉葉』の八月十九日の条に該当する記事がある。しかし、その内容を比較すると、出席者に実房、実守の違いがあること、議題に多寡の差があること、即位事・旧主尊号事を宣命事の前に記していること、神鏡事を始めとして評議内容に大きな違いがあること等が認められる。又、ハの「左大臣内記光輔ヲ召テ云々」の文章も、同じく、『玉葉』の二十日の条に該当する記事があるが、それを引用したとは考えにくくまでの差がある。従つて、筆者は、延慶本、源平盛衰記のものは、諸道の勘文、或いは、光輔の周辺に取材したものではないかと考えている。

次に、延慶本の12～13は、表現まで、ほぼ長門本に一致している。

又、延慶本の14～17には、或いは、記事の混乱があるのでないかと思われる。というのは、「申アワレケル」・「申テ咲アヒ給ケリ」という

二つの述部について、前者は時忠・尹明が主語であるが、後者については見当が付かないことがあるからである。ひよつとすると、ここは、源平闘諍録（長門本）の還俗して即位することも差し支えないとする二人と、源平盛衰記のそのことに否定的な二人とを重ねてしまつたまま放置されているのではないだろうか。とすれば、延慶本はここにも編集の未整理を残しているということになる。

九國二嶋背平家事

目録を見て奇異に感じることは、この章段を初めとして、第九の中心の章段に日付けがなくなっていることである。このことは、南都本の章段名の不統一・不完全を感じさせる事柄であるが、日を特定出来なかつたり、動きが中心になつていていたりすることに依るのであろうか。

南都本の、延慶本の「平家九國中於可追出之由被仰下事」に相当するところは、比較的、延慶本、長門本に近いと思われる。しかし、頼輔の言い遣つたことばが、風聞を耳にして心配している風であること、嚇し文句がないこと、追討せよと命じていること等で異なつてゐる。これらは、部分的に当道系諸本や源平盛衰記に一致するが、独自に改められたものであろう。

次に、南都本の、延慶本の「伊榮之先祖事」に相当するところも、大丈夫の娘が通つて来た男の跡を尋ねるところまでは固有名詞を使う点で非当道系諸本的であり、娘に哀願されて男が正体を見せるところは当道系諸本

的であるが、いずれも一致する他本を見出せないので、独自に改められた（或いは、伝承を採録した）ものであろうか。

まず、固有名詞を拾つて南都本の伝説の輪郭を描いてみると次のようになる。大丈夫は伊知田村の住人であつた。娘を柏原の御許と言つたが、聾には自分より身分の高い者をと思っていた。それで、後蘭に別棟を造つて、親が傳いていたところ、或る秋、狩衣を着た男が尋ねて來た。それから、毎夜、その男が通うようになった。それを、女の童が親に語つたので、娘は親に問い合わせられた。男の素姓がわからないので、しづの苧環を付けて置くよう言い渡される。或る朝、淨衣の頸紙に針を立てて帰したので、親子は家人五十人ばかりを連れて、跡を辿つて行くと、糸は、日向の嫗嶽という岩屋の中へ這入つていた。中からは、うめき声が聞こえ、女房や老若の泣き合う声もする。（中略）柏原の御許の生んだ男の子は、八、九歳になると、既に二、三十人程の力があつた。物も履かず歩き回つていたので、「アカ、リ童」と呼ばれていた。元服して大太、異名に赤鷹大太と言つた。無双の射手だったので、九州で彼を恐れない者はなかつた。伊能はこの大太の五代の孫なので、心も剛に身も強く、九州を支配しようというおおけない男であつた。田村・柏原の御許・秋・日向等からすれば、南都本のものは源平闘諍録に比較的近いと言えよう。

次に、娘に哀願されて男が正体を現すところは、他本と異なり、娘は三度も哀願している。又、当道系諸本では正体を見ると、娘も「肝魂モ身ニ不副」（屋）のだが、南都本では、どうして針がささつたくらいで苦しむのかと

問い合わせ、名残を惜しみながら帰る、大蛇も「ウハタケノ明神ノ化身」であることを名乗るということになつてゐる。

南都本は、この章段末に至つて、再び鉤点を使う。その最初は「心モ甲ニ身モシタ、カニテ九國ニ嶋ヲモ我一人シテシラハヤト思ヒケルオホケナキ者ニテソアリケル」の一文である。この文がここにあるのは屋代本に近いが、鉤点「」の意味は詳にし得ない。又、伊能が「九國ニ嶋ヲモ我一人シテシラハヤト思ヒケルオホケナキ者」であつたとは、『平家物語』諸本が記すところであるが、彼についての有名な伝承でもあつたのだろうか。

南都本の、次の章段の冒頭を示す鉤点までの部分²⁷は、伊能への対策を申し述べた人物を貞能としたり、説得に向かつた小松殿の公達を二人としたりする点等は延慶本に近いが、伊能を小松殿の祇候人と明記すること、説得に主に当たつたのを小松殿の公達らしく描いていること、「トク／＼御帰候テイカニモナラセ給へ」という伊能の言葉を記すこと等、当道系諸本的な要素も少くない。

延慶本のこの章段に相当するところは、表現までほぼ長門本に一致している。その中で、「伊榮之先祖事」に二箇所相違するところがある。それは、伊榮の先祖を述べだす前に、長門本が「國主よりかゝる仰を承うへハ子細に不及とて興に入たりけり」という文を置いていることと、娘が針をさすところを、延慶本が「或夜彼男來タリケルニヨイノムツ事ハテヌレハヤコエノ鳥モ鳴瓦リ衣々ニナル曉ニ」の美文で始めることがある。前者は、源平盛衰記に近いが、長門本では、先祖の話の後にも「院宣をくたさる、

上ハ興に入て」という類似の表現があるのが気に掛かる。

猶お、頼輔が平家を朝敵と極め付けるところは非當道系諸本に共通するところであるが、延慶本・長門本・源平盛衰記では、悪行年積つて都落ちせねばならなくなつたと述べる。平家を非難する言葉として「悪行」はよく使われたのであるが、延慶本・長門本のここに付けられている「人民ヲ惱シ」という修飾語は、その内容の広がりを示すものと言うべきであろう。

平家鎮西内没落事

南都本の、伊能の使者と時忠との交渉の部分²⁸²⁹で、延慶本と相違するところ四箇所のうち、太上天皇を後白河上皇とするところと自軍を官兵と呼ぶところとは源平闘諍録、源平盛衰記に近く、鼻豊後と時忠が呼んだ訳を記しているところは覚一本・平松家本に近く、使者を伊久とするところは独特である。これらのうち、異名の由来を記すところ、覚一本・平松家本は断定的であるが、南都本は「鼻ノクセハウタルニ異名ニヤ」と編著者の私見を記した風である。これによれば、南都本がきつかけとなつて、覚一本・平松家本のような言い方がなされるようになつたのではないかと考えられる。又、使者の件だが、南都本はどうして伊久としたのであろうか。太田吉蔵藏本『大神氏始』に伊久がないこと等を考えると、南都本の伊能関係説話全体に関する問題のような気もするが、詳にし得ない。

南都本の、平家が伊能の軍を防ぎ得ず、太宰府を落ちるところから後は源平闘諍録に近い。しかし、時忠への維村の返事、旧都還幸を祈つたこと

や箱崎で波風が烈しくて渡海出来なかつたこと等、源平闘諍録と延慶本でやや似た表現のある所で、南都本にないものが目に付く。又、南都本は、伊能が豊後から三万騎で太宰府に押し寄せたということ、箱崎に落ち延びたが引き受け手がないので高瀬舟に乗つたということや山賀城が無勢だったということ等、独自の記述をしている。

延慶本は、「天照天神ノシメノアタリヲ心細ク立離レ」まで 28 29 Y、表現も長門本にほぼ一致している。しかし、太宰府を落ちて葦屋の津へ着くまでの様を描く部分は、次のように異同が甚だしい。

まず、太宰府落ちに続けて、「ミツキノ戸」から宗像まで地名を並べて、山鹿までの頼りない道中を一気に叙する。このところ、「香椎宗像ナムトヲ」以下は長門本に一致するのであるが、「ミツキノ戸ヲ出テ住吉箱崎香椎」と繋ぐあたりはむしろ覚一本を参考にしたような表現である。次に、「折節秋時雨コソ」に始まり、太宰府落ちを玄界三蔵の流砂葱嶺越えに比べる部分は、屋代本に長門本的表現を交じえたようなものである。内容的には、箱崎までの道中についてなので、前の「香椎宗像ナムトヲ云々」の一文と対立することになる。最後に、「葱花鳳輦ハ」以下の、主上を始めとする人々の太宰府落ちの様を叙した部分には、覚一本的表現と長門本的表現が混在している。しかも、「女院計ソ御同輿ニ被召ケル」というのは

都落ちでの表現だが、「流涙而凌巖石給」国母と女院は同一人の筈だから、延慶本は重複による矛盾のようなものを抱えてしまつてている。

右のように、延慶本は、当道系本（屋代本・覚一本）の表現を取り込ん

だりして、その痛ましい逃避行を独自に纏めようとしているもののようだが、ここにも未整理の箇所が残つてゐると思われる。

頼朝可為征夷將軍御使事

南都本はこの章段の冒頭に「都ニハ」という語句を置いて、場面の変化——九州の平家から京都の後白河法皇のもとへを明らかにする。ところで、京都の動きは「二十四日四宮踐祚事」の章段で、既に九月二日にまで下っていた。従つて、この章段の主たる現在は九月二十六日の筈だが、それが公卿の勅使が立てられた二日から、更に遡つて、四の宮即位以前の八月二十日にまで至つてゐることを考えると、南都本の編著者は、後白河法皇が頼朝に征夷大將軍の院宣を与えたのを源氏への勧賞の一環として位置付けようとしているのではないかと思われる。又、一方では、それは二十日であることによつて、義仲が任国を嫌つたことと叙位任官したこととを頼朝が知つてゐることになつてゐるのである。猶お、『百鍊抄』の七月二十八日の条には「又下遣御使於頼朝許廳官康定下向」とある。この日に、義仲・行家に「可追討前内大臣已下黨類之由」が仰せられてゐるので、頼朝への用向きも同様の事だつたのではないかと思われるが、いかがであるうか。

冒頭部の外に、南都本の表現等で特徴的なことを挙げて置くと、まず、康定が頼朝の寝殿へ呼ばれたところで、高麗縁の畳に据えられるところがある。諸本は康定の座を紫縁の畳に統一し、高麗縁の畳を頼朝の席とする。

その間約一行なので、南都本のこのところは、「置」という字に目移りして、途中の表現を落としたものかもしれない。目移りではないが、同様に奇異に感じられるものに「頼朝ハ家子二人郎等十人召具テ若宮ノ社壇ニ參詣アリ」という文がある。院宣を受け取るのは義澄だから、この文の「頼朝」は誤りとしなければなるまい。實際、参考にされた建久三年七月二十六日の征夷大将軍の除書の受け取り式の様は、『吾妻鏡』に「被遣三浦義澄々々相具比企右衛門尉能員和田三郎宗實并郎従十人_{各申}詣宮寺請取彼状」と描かれていて、義澄が行つたことになつてゐる。更に、家の子二人、郎等十人の説明の仕方だが、南都本は、源平盛衰記と共に、郎等の方から始める。役柄の重きから見ても、多くの本がそうであるように家の子から始めるのが普通だろう。

南都本の、延慶本の「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」に相当するものについては、山下宏明氏に、

「時忠流罪」の前に一方流本とほとんど変わりのない「紺搔」をおさめたがら、文覚が六代の助命嘆願に東国に向かうところで、改めて、第一類本の例え^(注九)ば三条西本（前田家現藏）に見られる、この時に文覚が真の義朝の首を持参したとする叙述と寸分違わぬものを載せておりという指摘がある。蛇足ながら「時忠流罪」の前のものと覚一本との違いを加えて置くと、

南 都 本	覚 一 本
八月十一日	八月二十二日
官位までで止める	名前まで記す
治承四年七月比	治承四年のころ
文学房	文覚上人
錦二	しろい布に
義朝ノ召仕ケル舍人男ノ有ケルカコンカキ	義朝の不便にしてめしつかはれける紺かきの男
獄門ノ木	獄門
銀の札・銅の札を打つたこと	(ない)
故為義ノハカ所ニテ有ケル	(ない)
数千騎ノ勢ヲ召具テ	(ない)
勝レ給ヘル	長ぜる
難在ケレ	目出けれ
の通りである。右のうち、南都本の「義朝ノ召仕ケル舍人男ノ有ケルカコンカキ」のところは、どう見ても落ち着きが悪い。「舍人男」と「コンカキ」を無理に繋いだ様に見えるからである。「コンカキ」が首に札を打つて置いたということも他本に見えないので、「時忠流罪」の前のものは、覚一本的なものに「コンカキ」についての或る伝承を取り込もうとしたものであろうか。	延慶本の「兵衛佐蒙征夷將軍宣旨事」「康定関東ヨリ歸洛シテ関東事語

申事」の章段は、ほぼ、表現まで長門本に一致している（ただし、院宣の請文から後は長門本にない）。「兵衛佐蒙征夷將軍宣旨事」の章段では、使者について奇妙に感じるところがある。というのは、任征夷將軍の宣旨には、「使左史生_{中原康定}」と一人記されているのに、地の文では「御使ハ廳官左史生中原康定トソ聞ヘシ」と康定しか記されていないからである。筆者は、この矛盾を、宣旨と地の文の成立の違いに原因するものであろうと考える。征夷將軍の宣旨には、末尾に、左大弁藤原朝臣在判という署名が付いている。従つて、或いは、これも、Cと同じく、経房の周辺に資料を得て、増補したものではあるまいか。地の文は、康定の報告を材料とした風であり、^(注)又、『玉葉』に依れば寿永二年には彼が一人で鎌倉との間を往復してもいい。

ところで、先述のように、康定の報告内容は、諸本押し並べて『吾妻鏡』の建久三年七月のことを取り込んでいた。その記事と『平家物語』とを比べてみると、除書を鶴岡で受け取る訳が、『吾妻鏡』では、景良、康定がいつもの通りそこで渡したいと申し出たということになっている。『平家物語』では、寿永二年九月のことになっている為か、頼朝が勅勘、配流の身を恐れて、そのように計つたとする。^(注)

延慶本の「康定関東ヨリ歸洛シテ関東事語申事」の末尾に付いている院宣請文以下は源平盛衰記に表現までほぼ一致する。その札紙に記してあつたというものは、頼朝からの所謂折紙三ヶ条の主旨であり、表現にも一致するものがある。三ヶ条の原文は『玉葉』の十月四日の条に見えるが、

それ以前の二日にも、兼実は或る人の語った内容を記しとめている。延慶本・源平盛衰記のものは又別人の要約なのかも知れない。

延慶本の「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」の章段は、長門本の「頼朝征夷將軍宣旨事」の結末部にその始め、終わりの同文を見出し得る。しかし、長門本のものは肝心の、頼朝が真の父の首を取寄せる部分が脱落している為に、どうしてここで先の首が偽りであつたことを記す必要があるのか、要領を得ない文章になつてしまつてゐる。長門本のこの不手際は落丁によるのであろうか、それとも、改編（切り出し）という意図的なものからであろうか。長門本に欠落している部分は、源平盛衰記第十九「義朝首出獄」に類似の内容を見ることが出来る。ただし、源平盛衰記のそことは文体の外に次のような相違がある。まず、延慶本は、「意合則胡越為昆弟 由余子藏是ナリ 不合則骨肉為讐敵 朱象管蔡是ナリ 只志ヲ明トセリ 必シモ親ヲ明トセストソ文学ハ申ケル」の文章を載せ、加階を頼朝の奏請によるとし、頼朝を見守る大名小名達に「梶原以下ノ」という修飾語を付ける。これに対し、源平盛衰記は、義朝の首を求めた時を世が静まつてからとし、紺五郎が義朝の墓を築いた次第に詳しく、公朝が同行したことや、正清の首を娘が受け取つたこと等を記している。

『吾妻鏡』の文治元年八月三十日の条には

而令極榮貴給之今被企一伽藍作事 可安先考御廟於其地之由存念御之間潛被伺奏此由 法皇亦叡感勲功之餘去十二日仰刑官於東獄門邊被尋

出故左典廐首相副正清芳兼田二郎

首江判官公朝爲勅使被下之

とあり、『平家物語』と大きく異なる。『平家物語』には、文覚や紺搔の話がやはり影を落としていると思うのである。

(未完)

(注二) 「平家宇佐宮參籠事」が第八に、延慶本の「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」に相当するところが第十一に（重出して）、それぞれ配されているという違いがある。

(注三) 簡条の立て方、表現は、「平家物語諸本記事対照表」（市古貞次編『平家物語研究』）『昭和五年二月発行』や「大増補系二本記事対照表」（高橋伸幸著『平家物語』）『昭和五年二月発行』や「大増補系二本記事対照表」（高橋伸幸著『平家物語研究』）『昭和五年二月発行』に依ることを原則とした。

(注四) (二)で扱うことになる章段「三種神器返納御使事」の後半、御坪の召次下向の部

分は、後述のように、この記事に通じるところがある。

(注五) 前記「大増補系二本記事対照表」の「対照表注」七一。

(注六) この外にも、同様に(二)で扱うことになる章段「左中将清經投身給事」に、清経の「最心苦シク被思ケル人」が彼の髪を返す時、「宇佐ニソカヘス」と、清経が宇佐にいるものとして送っていることがある。

(注七) 『源平の雄 緒方三郎惟栄』（昭和五六年六月発行）。ただし、注五に記した通り、「左中将清經投身給事」も宇佐に関っていて、平家の宇佐滯在は、京都では有名だったように描かれているので、太宰府にいる間の一時の參詣程度で済むのか、気になる所がない訳ではない。

(注八) 蔵中進「惟高・惟仁皇位争い説話に関する一考察」（『甲南大学文学会論集』昭和四年一二月発行）に応天門焼亡事件との関係が（歴史上の問題として）指摘されているが、それと関係があるのであろうか。猶お、同氏論文は、拙稿が触れなかつた『曾我物語』との関係をはじめとし、説話の成立過程について等のすぐれた考察、考証がある。

(注九) 「平家物語研究序説」（昭和四七年二月発行）第一部「平家物語諸本の研究」

第一章「初期諸本の研究」の第一節「いわゆる『増補系』諸本の研究」から。

(注一〇) 泰定の報告を材料とした風であることは、延慶本に限らない。

(注一一) 拙稿「源頼朝と八幡大菩薩——延慶本『平家物語』の一面——」（『鹿児島県立短期大学紀要』昭和五七年一二月発行）の10で、この箇所を扱い、「延慶本は、頼朝の『謀叛』の成功を、八幡大菩薩の認知を受けたものとして描く傾向が、その分だけ強いと言えそうである」と述べて置いた。